

滋賀県地域情報化推進会議

第 42 回総会

【議案】

第 1 号議案 滋賀県地域情報化推進会議役員の選任(案)について

第 2 号議案 令和 7 年度事業報告および収支決算について

第 3 号議案 令和 8 年度事業計画(案)および収支予算(案)について

滋賀県地域情報化推進会議規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、滋賀県地域情報化推進会議（以下「推進会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、安全・安心で豊かな地域社会を築くために、企業、経済団体、学術研究機関、自治体等がお互いに連携・協調を図り、情報化意識の高揚と地域情報化への取り組みを進めることを目的とする。

(業務)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について活動を行う。

- (1) 会員相互間の情報交換や交流に関する事
- (2) 地域情報化関連の資料収集と提供に関する事
- (3) 情報通信技術活用の調査研究や提言等に関する事
- (4) 豊かな地域社会を築く情報化の普及啓発、人材育成のための研修等に関する事
- (5) 産学官連携による地域情報化活動の支援に関する事
- (6) その他推進会議の目的に資する事項

第2章 会員

(会員)

第4条 推進会議は、普通会员および特別会員で構成する。

- (1) 普通会员は、推進会議の目的に賛同する自治体、法人、団体等とする。
- (2) 特別会員は、会長が本会の目的を達成するために必要と認めたものとする。

(会費)

第5条 普通会员は、別に定める会費を納入する。

(入退会)

第6条 推進会議に入会しようとするものは、入会申込書を事務局に提出しなければならない。

2 会員が退会する場合には、書面によって事務局に届け出るものとする。

第3章 役員

(役員)

第7条 推進会議に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 若干名

監事 2名

(役員を選任)

第8条 会長、副会長、監事は、総会において普通会员の代表者および特別会員の中から選任する。

(役員の職務)

第9条 会長は、推進会議を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会長があらかじめ指名した順序によりその業務を代行する。

3 監事は、推進会議の業務および会計を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2事業年度とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行わなければならない。

(顧問および参与)

第11条 推進会議に、顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、会長が委嘱する。

第4章 総会

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集し、その議長となる。

3 総会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 事業計画および収支予算

(2) 事業報告および収支決算

(3) 規約の変更

(4) その他推進会議の運営に関する重要事項

第5章 運営委員会

(運営委員会)

第13条 推進会議に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、運営委員で構成する。

3 運営委員は、会長が指名する。

4 運営委員会には、委員長を置き、委員長は運営委員の互選により選出する。

5 運営委員会は、次の事項を審議し、決定する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること

(2) その他総会の議決を要しない業務の執行に関すること

6 運営委員会は、第3条に定める業務の執行に関する企画、立案にあたる。

第6章 部会

(部会)

第14条 推進会議は、必要に応じて特定の事業、プロジェクトごとに部会を置くことができる。

2 部会の構成、設置および運営に関して必要な事項は、運営委員会の議を経て、会長が別に定める。

第7章 会計

(経費)

第15条 推進会議に要する経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第16条 推進会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(事務局)

第17条 推進会議の事務局は、滋賀県総合企画部 DX 推進課に置く。

第9章 補則

(細目)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な細目は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規約は、昭和63年3月24日から施行する。
- 2 設立当初の役員の任期は、第9条の規定にかかわらず、昭和64年3月末日までとする。
- 3 設立当初の会計年度は、第15条の規定にかかわらず、設立の日から昭和63年3月末日までとする。

付 則 (平成2年6月12日変更)

この規約は、平成2年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年6月12日変更)

- 1 この規約は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この規約施行の際、改正前のしがニューメディア推進連絡会議規約第12条第2項の規定により幹事

に委嘱されている者は、改正後の滋賀県高度情報化推進会議規約第8条第2項の規定により幹事に委嘱されたものとし、その任期は、平成5年3月31日までとする。

付 則 (平成13年6月28日変更)

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年7月17日変更)

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年6月5日変更)

この規約は、平成 18 年 6 月 5 日から施行する。

付 則（平成 19 年 6 月 1 日変更）

この規約は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 21 年 6 月 16 日変更）

この規約は、平成 21 年 6 月 16 日から施行する。

付 則（平成 23 年 6 月 28 日変更）

この規約は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 28 年 6 月 27 日変更）

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和元年 7 月 9 日変更）

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（令和 4 年 10 月 11 日変更）

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

NO	種別	会員名称	NO	種別	会員名称
企業			地方公共団体（市町、県）		
1	1	株式会社あいコムこうか	41	3	大津市
2	1	アイنز株式会社	42	3	彦根市
3	1	綾羽株式会社	43	3	長浜市
4	1	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	44	3	近江八幡市
5	1	株式会社エフレボ	45	3	草津市
6	1	株式会社FMおおつ	46	3	守山市
7	1	近江ディアイ株式会社	47	3	栗東市
8	1	キステム株式会社	48	3	甲賀市
9	1	株式会社京都新聞社滋賀本社	49	3	野洲市
10	1	京都信用金庫滋賀本部	50	3	湖南市
11	1	京都電子計算株式会社	51	3	高島市
12	1	KDDI株式会社 関西総支社	52	3	東近江市
13	1	株式会社滋賀銀行	53	3	米原市
14	1	株式会社ZTV滋賀放送局	54	3	日野町
15	1	ソーシャルデータバンク株式会社	55	3	竜王町
16	1	ソフトバンク株式会社	56	3	愛荘町
17	1	株式会社ディジ・テック	57	3	豊郷町
18	1	株式会社ナユタ	58	3	甲良町
19	1	東芝デジタルソリューションズ株式会社	59	3	多賀町
20	1	N T T 西日本株式会社滋賀支店	60	3	滋賀県
21	1	日本ソフト開発株式会社	NPO法人		
22	1	日本放送協会大津放送局	61	4	特定非営利活動法人琵琶故知新
23	1	野村證券株式会社大津支店	学術研究機関等		
24	1	東近江ケーブルネットワーク株式会社	62	5	国立大学法人滋賀大学
25	1	びわ湖放送株式会社	63	5	公立大学法人滋賀県立大学
26	1	株式会社平和堂	64	5	学校法人立命館 立命館大学
27	1	株式会社HONKI	65	5	学校法人龍谷大学
28	1	RichForward株式会社	66	5	八村 広三郎（特別委員・元会長）
各種団体等			67	5	仲谷 善雄（特別委員・元会長）
29	2	滋賀県中小企業団体中央会			
30	2	滋賀県町村会			
31	2	滋賀県農業協同組合中央会			
32	2	公益社団法人日本青年会議所近畿地区滋賀ブロック協議会			
33	2	一般社団法人滋賀経済産業協会			
34	2	滋賀経済同友会	計	種別	会員数まとめ
35	2	公益財団法人滋賀県産業支援プラザ	28	1	企業
36	2	滋賀県市長会	12	2	各種団体等
37	2	滋賀県商工会議所連合会	20	3	地方公共団体（市町、県）
38	2	滋賀県商工会連合会	1	4	N P O 法人
39	2	滋賀県信用金庫協会	6	5	学術研究機関等
40	2	滋賀県行政書士会	67		(合計)

第 1 号議案

滋賀県地域情報化推進会議役員の選任(案)について

滋賀県地域情報化推進会議

滋賀県地域情報化推進会議 役員選任（案）

任期：令和9年3月31日まで

職名	所属	役職	氏名	摘要
会 長	滋賀大学	データサイエンス学部教授	田中 琢真	留任
副会長	滋賀県市長会（滋賀県野洲市長）		櫻本 直樹	留任
副会長	滋賀県商工会議所連合会	会長	高橋 祥二郎	留任
監 事	滋賀県町村会（滋賀県豊郷町長）	会長	伊藤 定勉	留任
監 事	日本放送協会大津放送局	技術部長	山元 良男	留任

（順不同、敬称略）

第 2 号議案

令和 7 年度事業報告および収支決算について

滋賀県地域情報化推進会議

滋賀県地域情報化推進会議 令和7年度 事業報告書

【会員数】

推 移	合 計	企 業	団 体	行 政	N P O	特 別
R8.3.31現在	6 7	2 8	1 2	2 0	1	6
R7.3.31現在	6 8	2 9	1 2	2 0	1	6
増 減	▲ 1	▲ 1	0	0	0	0

(1) 企画調整事業

ア 総会

【第40回総会】

次のとおり開催し、事業計画、収支予算等を審議、決定した。

日 時	令和7年7月29日（火）
場 所	ホテルポストンプラザ草津びわ湖 リンカーンボールルーム
議 事	（1）第1号議案 滋賀県地域情報化推進会議役員の選任(案)について （2）第2号議案 令和6年度事業報告および収支決算について （3）第3号議案 令和7年度事業計画（案）および収支予算（案）について

【第41回総会】

次のとおり開催し、副会長の改選について審議、決定した。

日 時	令和8年1月5日（金）～16日（金）
場 所	書面開催
議 事	副会長の改選について

イ 運営委員会

【第1回】

運営委員会を次のとおり開催し、総会に付議すべき事項等を審議した。

日 時	令和7年7月9日（水）
場 所	滋賀県危機管理センター災害対策室2
議 事	（1）第1号議案 滋賀県地域情報化推進会議役員の選任（案）について （2）第2号議案 令和6年度事業報告および収支決算について （3）第3号議案 令和7年度事業計画（案）および収支予算（案）について （4）第4号議案 データ連携基盤ワークショップ事業の実施（案）について

【第2回】

運営委員会を次のとおり開催し、データ連携基盤ワークショップ事業等について審議した。

日 時	令和7年10月1日（水）
場 所	オンライン（Web会議）
議 事	（1）第1号議案 滋賀県地域情報化推進会議データ連携基盤ワークショップ

	ブ等事業について (2) 第2号議案 令和8年度事業の企画提案について
--	---

【第3回】

運営委員会を次のとおり開催し、副会長の改選について審議した。

日 時	令和7年12月4日（木）～12日（金）
場 所	書面開催
議 事	副会長の改選について

【第4回】

運営委員会を次のとおり開催し、令和8年度の事業の進め方等を審議した。

日 時	令和8年3月19日（木）
場 所	オンライン（Web会議）
議 事	会員提案事業にかかる成果普及事業の実施について（案）

（2）調査研究事業

●「持続可能な共生社会の実現へ向けたAI・IoTの活用事業」に関する調査研究業務

令和6年度に当推進会議会員（特定非営利活動法人琵琶湖知新）からご提案いただいた事業について実施した。

期 間	令和7年8月25日～令和8年3月13日
目 的	・デジタル技術を活用することにより、農業後継者が参加しやすくする ・農地の状況が見える化することで、まだ活動に参加していない人に興味を持ってもらえるような仕掛けづくり ・地域の農業が6次産業化にシフトするきっかけになるよう、情報を活用する一つの経験となるような仕組み ・地域の人だけでなく、地域外の人に対しても情報発信を行うことで、関係人口・交流人口を増やすきっかけを提供する ・電源がない環境でも最新のデジタル技術を活用できる仕組みを構築・検証し、他の農地や地域への展開に向けた取り組みとする
内 容	大津市の仰木地区をフィールドとし、通信環境や電源がない場所に、太陽光パネルを活用したIoT気象センサーやカメラを設置することで農地の状況を可視化し、現地の気温、湿度、風、カメラ映像などをリアルタイムで収集し、誰でも閲覧できるWebのダッシュボードを構築した。
実証結果	・太陽光発電を用いて、IoTセンサー・カメラにより約17分間隔で気象データを自動収集・送信する形で実現が可能となった。 ・吹き流しの写真をAIで解析することで、高価な風速計と同等の風速推定が

	可能になった。 ・IoT気象センサーとAI連携により、気象予測の精度が向上。特に予測困難な地域での応用が期待される。 ・気象データに加え、農作業記録や作物生育データなどを統合することで、農園管理の最適化と獣害対策データ収集を促進。
--	---

(3) 普及啓発事業

●データ連携基盤ワークショップ事業

データ連携基盤およびデータ利活用について具体的な検討を深めるため、以下のとおりワークショップ事業を実施した。滋賀県におけるエリアデータ連携基盤の活用可能性や、データ利活用による地域課題解決の方向性について、多様な主体が共に考える機会を創出した。

【勉強会】

日 時	令和7年12月19日（金）13：30～15：30
場 所	滋賀県庁新館7階システム設計室1A・1B
参加者	35名
内 容	(1) データ連携基盤の概要と活用事例、国や他自治体の動向等 (2) データ利活用による効果とプロセス（成果創出のポイント） (3) 具体的なデータ利活用の事例紹介 「健康」「子育て」「交通」をテーマに具体的な事例やデータ連携基盤の活用法を紹介 (4) 滋賀県内における先進的な取組みの紹介（DASLABより説明） 様々な自治体・企業・大学との先進的な取組みや新たなアプローチ等を紹介

【ワークショップ（Day1）】

日 時	令和8年1月27日（火）13：30～15：30
場 所	滋賀県庁新館7階システム設計室1A・1B
参加者	21名
内 容	（はじめに）ワークショップの進め方説明と勉強会の振り返り、グループごとに自己紹介 （STEP1）データから地域の特徴・課題を可視化 ・県内の客観データと主観データを組み合わせ、地域の強み・弱みを可視化 ・Well being指標から「暮らしやすさ」や「幸福度」を数値化し、参加者で課題認識を共通化 （STEP2）課題解決に向けたテーマを構想 ・抽出した課題について、データ活用による解決をめざすプロジェクトのテーマを検討 ・テーマごとに、実現可能性を考慮したゴールを設定

【ワークショップ（Day 2）】

日 時	令和 8 年 2 月 1 8 日（水） 13：30～15：30
場 所	滋賀県庁新館 7 階システム設計室 1 A ・ 1 B
参加者	19名
内 容	（STEP3）実装を見据えた実現手段の検討 ・ Day1の振り返り ・ プロジェクト企画シートで、データ活用により実現可能なユースケースを具体化 ・ 3つのテーマごとにグループでまとめた内容を発表

●滋賀県地域情報化推進会議ウェブサイトの運営

推進会議の趣旨や活動内容を広く知ってもらうために、ホームページのデータを随時更新し、各種イベント、議事概要等の情報を掲出・公開した。

令和 7 年度収支決算（案）

○ 収入の部

（単位：円）

科目	令和 7 年度 予算額	令和 7 年度 決算額	増減	備考
会費	956,000	972,000	16,000	8,000円×121.5口
繰越金	5,797,790	5,797,790	0	前年度繰越金
雑収入	2,000	10,576	8,576	銀行利息
計	6,755,790	6,780,366	24,576	

○ 支出の部

（単位：円）

科目	令和 7 年度 予算額	令和 7 年度 決算額	増減	備考
会議費	183,100	144,085	△ 39,015	
総会	133,000	122,320	△ 10,680	会場費、設備使用料等
運営委員会	50,100	21,765	△ 28,335	会場費、委員旅費等
事業費	3,214,000	3,063,940	△ 150,060	
調査研究	1,745,000	1,595,440	△ 149,560	R 7 会員提案事業調査研究業務
普及啓発	1,469,000	1,468,500	△ 500	データ連携基盤ワークショップ事業等
事務費	465,160	367,958	△ 97,202	Zoomライセンス利用料 Googleアカウント利用料等
予備費	2,893,530	0	△ 2,893,530	
計	6,755,790	3,575,983	△ 3,179,807	

繰越額

収入額	¥	6,780,366
支出額	¥	3,575,983
差引（次期繰越）	¥	3,204,383

令和 7 年度会計監査報告

滋賀県地域情報化推進会議令和 7 年度会計の収支決算について、監査を行った結果、その処理は適正であることを認めます。

令和 8 年 5 月 15 日

滋賀県地域情報化推進会議

会 長 田 中 琢 真 様

監 事 山元良男

令和 7 年度会計監査報告

滋賀県地域情報化推進会議令和 7 年度会計の収支決算について、監査を行った結果、その処理は適正であることを認めます。

令和 8 年 5 月 14 日

滋賀県地域情報化推進会議

会 長 田 中 琢 真 様

監 事 伊藤 定 彦

第 3 号議案

令和 8 年度事業計画(案)および収支予算(案)について

滋賀県地域情報化推進会議

令和 8 年度事業計画(案)

【事業方針】

本推進会議では、安全・安心で豊かな地域社会を築くために、産学官が連携・協調を図り、情報化意識の高揚と地域情報化への取組みを進め、県民のICTの利活用の支援・促進や啓発活動を行ってきました。

調査研究においては、「ICT利活用検討部会」を設置し、昨年度実施した「データ連携基盤ワークショップ」での議論やこれまでの部会での議論をもとに、滋賀県におけるエリアデータ連携基盤の活用可能性や、データ利活用による地域課題解決の方向性について検討を進めます。

普及啓発事業においては、「成果普及支援補助金」を創設し、これまで滋賀県地域情報化推進会議が実施してきた会員提案事業の成果や技術を普及させるための事業や、会員間の双方向の交流や当会議を通じた先駆的な実践をさらに活性化させる取組を行います。

【事業内容】

1. 企画調整事業

令和 8 年度の事業計画や企画等を議論するため、総会および運営委員会を開催します。

【案】総会：1 回開催

【案】運営委員会：数回開催

2. 調査研究事業

(1)ICT利活用検討部会の設置について

ICT利活用部会については、令和5年度に「データ利活用に関する共通のルール作り」等をテーマに活動していたところ。今後、エリアデータ連携基盤を整備していく上で当該テーマは重要であることから、改めて、ICT利活用検討部会を設置いたします。

なお、当該部会の活動に当たっては、昨年度開催した「データ連携基盤ワークショップ」で出たアイデアを実装するために必要なデータの整理等を念頭に置くこととします。

【案】

総会后、部会員募集。9月～10月頃に第1回部会開催後、実施スケジュールを策定したうえで実施

(参考：R 6 状況)

参加団体：28団体、開催数：2回

3. 普及啓発事業

企業や経済団体、学術研究機関、自治体が、それぞれが進める情報化の活動を生かしながら、異なる分野や地域間で連携をはかり、より便利に、より快適に、より安全に・安心して、生き生きと暮らせる情報化社会の実現のため、更なる情報化の普及啓発に努めます。

(1) 成果普及支援補助金の創設について

これまで滋賀県地域情報化推進会議が実施してきた会員提案事業の成果や技術を普及させるための枠組みとして、「成果普及支援補助金」を創設します。

【案】

- ・対象申請者：会員提案事業の実施主体者（複数の会員が共同して事業を実施することも可）
- ・補助対象事業：過去に実施された会員提案事業の成果や技術について、
 - (1)滋賀県内で展開するもの。
 - (2)他の分野に展開するもの。
 - (3)他の会員に展開し、共同で取り組むもの。
- ・補助上限額：1件あたり100万円（税込み）×2件

(2) 滋賀県地域情報化推進会議ウェブサイトの運営

推進会議の趣旨および活動等を、わかりやすく、タイムリーに県民にお知らせするとともに、会員等に対し、事業内容やその結果、地域情報化に関する情報等の提供を行います。

令和 8 年度収支予算（案）

○ 収入の部

(単位：円)

科目	令和 7 年度 予算額	令和 8 年度 予算額	増減	備考
会費	956,000	892,000	△ 64,000	8,000円×111.5口
繰越金	5,797,790	3,204,383	△ 2,593,407	前年度繰越金
雑収入	2,000	2,000	－	利息収入
計	6,755,790	4,098,383	△ 2,657,407	

○ 支出の部

(単位：円)

科目	令和 7 年度 予算額	令和 8 年度 予算額	増減	備考
会議費	183,100	167,000	△ 16,100	
総会	133,000	133,000	0	会場費、設備借上料、会長旅費
運営委員会	50,100	34,000	△ 16,100	会場費、委員旅費等
事業費	3,214,000	2,241,000	△ 973,000	
調査研究	1,745,000	201,000	△ 1,544,000	ICT利活用検討部会
普及啓発	1,469,000	2,040,000	571,000	成果普及支援補助金、ウェブサイト運営費
事務費	465,160	185,000	△ 280,160	クラウド運用 文書事務、広報宣伝費
予備費	2,893,530	1,505,383	△ 1,388,147	
計	6,755,790	4,098,383	△ 2,657,407	